

令和3年度

# 生徒指導規程



廿日市市立大野中学校

# 令和3年度 廿日市市立大野中学校 生徒指導規程

## 第1章 総則

### 第1条【目的】

この規程は、本校で学校教育を受ける生徒が、本校の生徒である自覚を持ち、人に迷惑をかけず、礼儀をわきまえ、秩序ある学校生活を送ることを目的とし、教職員・生徒・保護者が共通認識・共通実践を図るために定めたものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### 第2条【登下校】

登下校については、自宅を出てから、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通ルールを厳守すること。

- (1) 始業時刻は8時20分とする。
- (2) 8時15分には教室へ入り荷物の整理整頓をし、8時20分には着席し、朝読書・朝視写を開始する。
- (3) 朝会の時は、8時20分アリーナへ整列完了する。
- (4) 生徒会活動・学級活動などの諸活動は、下校時間15分前に終了し下校準備をする。
- (5) 学校の許可を得たときは、原則として30分間の活動延長を認める。冬場については別途協議する。その際は、担任の先生、または顧問の先生の指導のもとで活動する。
- (6) 下校時には、係の人は教室や活動場所の消灯・施錠を確実にし、職員室へ鍵を返却する。返却の際には、クラス名、または部活名、および自分の名前をはっきりと伝えること。
- (7) 通学途中で、文房具や弁当等の購入のために、商店やコンビニエンスストアに立ち寄らないこと。
- (8) 登下校のときは、通学路を通ること。道に広がって歩いたり、寄り道や買い食いをしたりしないこと。
- (9) 事故があったときには、すぐに学校に連絡をする。または「こども110番の家」などに応援を求めること。
- (10) ガムや飴など、飲食をしながら通学しないこと。
- (11) タオル等を首にかけて登下校しないこと。

### 第3条【欠席・遅刻】

- (1) 欠席・遅刻をする場合には、その旨を8:10までに、保護者が責任を持って学校に連絡しなければならない。また8:20以降に遅刻して登校した場合は、必ず職員室へ行き、遅刻してきたことを伝えてから教室にあらなければいけない。
- (2) 授業に遅刻したときは、その理由を教科担任の先生に報告する。
- (3) 10分間の休憩時間は、次の授業の準備や教室移動として行動する。
- (4) 教室移動のときは、学級委員が出席簿を持参する。また、係の生徒は教室の施錠・消灯をする。

#### 第4条【早退】

早退・見学などは、原則として連絡ノート（時間割を書いているもの）に記入し、保護者や学級担任・教科担任等のサインをもらう。

#### 第5条【校外出】

安全確保のため、登校後は原則校外に出られないこととする。

#### 第6条【給食】

- (1) 給食当番は、エプロン・マスク・三角巾を着用して食器・食缶を運び準備する。それらを着用していない場合は、食器・食缶を受け取ることができない。
- (2) 給食当番以外の人、教室の自分の席で読書をする。
- (3) 給食当番は、給食終了後、食器を整理してコンテナ置き場に返納する。
- (4) 配膳台や教卓など、配膳時に使用したところはきれいに拭き、清潔にしておく。
- (5) 12:35～12:50 配膳, 12:50～13:10 給食, 13:10～13:15 片付け終了  
13:20 コンテナ片付け終了を守る。
- (6) 13:10 までは教室から出てはいけない。

#### 第7条【休憩時間】

- (1) 他学年に用事がある場合は、その学年の先生に許可を得ること。許可がなければ他学年の教室前には行かないこと。同学年でも他のクラスの教室には入らない。
- (2) 中学校のグラウンドのみ使用できる。許可された道具を使用して遊ぶこと。部活の道具や家からボールを持ってきて使用してはいけない。勝手に体育館やテニスコートに入らないこと。ブリッジや体育館、武道場、テニスコート周辺で鬼ごっこやおいかけっこはしないこと。門の外へ出てはいけない。
- (3) 校舎内で鬼ごっこや走り回ってはいけない。
- (4) 小学校棟へ行ってはいけない。兄弟関係で何かあれば担任の先生に相談すること。

#### 第8条【保健室の利用】

- (1) 保健室を利用する場合は最大1時間までとする。
- (2) 1時間の休息で回復しない場合には、原則保護者に迎えに来てもらい家庭で休養する。
- (3) 保健室を利用する場合は、緊急な場合をのぞき、青色の保健室利用連絡カードを教科担当の先生に記入してもらい、保健室に持参すること。保健室の先生が不在の場合は、保健室の利用はできないので、担任や学年の先生等に相談すること。
- (4) 保健室で休んだ場合は、部活動の参加については顧問と相談すること。

#### 第9条【清掃】

- (1) 時間に遅れないように担当場所に行き、担当者全員であいさつ・役割分担確認をした後、無言で清掃する。担当の先生からの指示に従い、みだりに担当場所を離れたり遊んだりしないこと。
- (2) 掃除終了後は、清掃リーダーが点検した後、班全員で担当の先生の評価を受ける。
- (3) 掃除道具は正しく使い大切に使う。用具の点検や補修は、美化委員が定期的に行う。

## 第10条【服装】

登下校の際は、本校規定の制服を着用する。

### (1) 冬服について

本校規定の冬服（男女）・ズボン（男子）又はスカート（女子）・長袖カッターシャツ（男子）又は長袖ブラウス（女子）を着用する。

### (2) 夏服について

本校規定のズボン（男子）・白開襟シャツまたは白のポロシャツ（男子）

本校規定の夏ジャンパースカート（女子）・白丸襟ブラウスまたは白のポロシャツ（女子）を着用する。

### (3) 入学式・卒業式は上着を必ず着用する。

### (4) 指定の名札を左の胸につける。忘れた場合や紛失した場合は臨時用として、名前シールをもらうこと。（紛失した場合は先生に伝え速やかに注文すること。）

### (5) 冬服の下に、セーター・ベストを着用してもよいが着用時に、制服の袖や裾からはみ出るものは不可である。（ワンポイント可，ラインは不可）

色は紺・黒とする。（Vネック・無地）トレーナーは不可とする。

### (6) 通学靴は、白色紐つきの運動靴で、靴底も白を基調にしたもの。底に色のついているものや1ポイント，細いカラーライン，かかとに反射材以外で色がついているもの，ハイカット，金具や奇抜なポイント等が付いているものを使用しないこと。靴のかかとを踏んで使用しないこと。

### (7) 靴下は白色の無地に限る。部活動で使用するソックスは、部活中以外で着用してはいけない。くるぶしソックスやルーズソックス等の極端に短いものや長いものは認めない。

### (8) 男子のズボンのベルトの色は黒で無地のもので派手な装飾やデザインは不可とする。

### (9) 肌着の色は白色，または白地にワンポイントとする。ハイネックは不可。

### (10) 1学期における夏服への移行，ならびに2学期における冬服への移行については，その年の気候の変動状況にあわせて移行期間を設けるものとし，その期間については2週間を原則とする。その2週間については，夏服・冬服のどちらで生活しても良いが，2週間後は完全にそれぞれの服装に移行とする。冬服の場合，暑いときには上着を脱いでも良いが名札の付け替えを忘れないこと。また，セーターやベストの状態のまま教室から出てはいけない。

### (11) 袖まくりをしないこと。

## 第11条【持ち物】

### (1) 通学靴・サブバッグ・上履きは、学校指定のものとする。

体育などの運動時についてはタイツ・レギンス・スパッツを着用しない。

### (2) 通学靴・サブバッグなどにつけることができるアクセサリ（装飾品）はお守り程度の大きさの物1つに限る。

### (3) 自分の持ち物には、校名・学年・組・名前をはっきり書いておく。

### (4) 学校生活に不必要なものは持ってこない。

### (5) 飲料水の持参は、お茶のみを許可する。飲用は休憩時間やその他、許可された時間にする。（原則、授業中に飲んだりはやできない）部活動で顧問の許可がある場合や、体育祭の練習で許可のある場合は、スポーツドリンクを持参してもよい。その他、天候により、健康を維持するために必要と判断し学校が許可した場合は、持参してよい。

ペットボトルで持ってくる場合は、カバーを着けること。

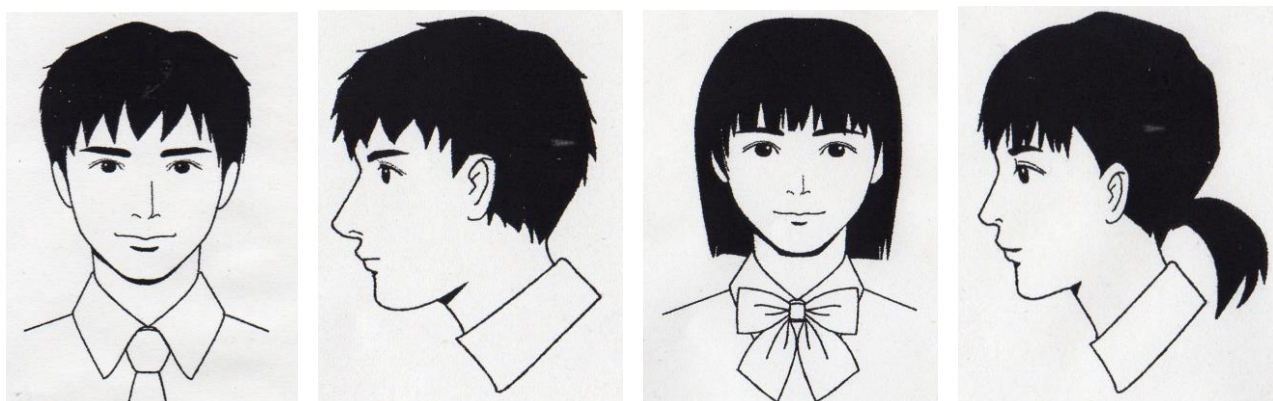
- (6) 防寒具は手袋・マフラー・ネックウォーマーのみ可とする。着用は、冬季のみとし、紺・黒・グレー・白色の無地のものを着用し、校舎内では着用しない。スヌードと呼ばれるものやストールタイプ、長く広いネックウォーマーや、ファッション性を追っているものは着用しない。(ワンポイント可、ラインは不可)

ネックウォーマーやマフラーについては、口を覆うように着用しないこと。

- (7) 12月～2月においては黒・肌色で無地のタイツ・レギンス・スパッツを着用してもよい。丈については、腰から足先まで覆うもの(タイツ)か、腰から足首までを覆うもの(レギンス・スパッツ)とする。靴下の着用については、タイツは履いても履かなくてもどちらでもよい。レギンス・スパッツについては、着用する。

## 第12条【頭髪等】

### ◎標準的な例



### ×標準的でない例



あきらかに頭頂が尖ったような形にしている。または、横だけ刈り上げている。

整髪料をつけて、髪を固めている。

前髪が目にかかっており、横が耳にかかっている。

前髪が左右対称になっておらず、目にかかっている。左右片方が斜めになるようにしている。

前髪が目にかかっており、後ろでくくりきれいな髪の一部が横からたれている。後ろでのくくりが、耳の上のラインより高い位置でくくりされている。

- (1) 頭髪は、中学生らしく清潔で、活動しやすい髪型にする。前髪はまゆを越えない長さとする。
- (2) パーマ・染色・脱色・整髪料・アクセサリ、眉剃り、その他不必要に手を加えない。アシンメトリーやツブブロック、ソフトモヒカンその他奇抜な髪型は禁止とする。  
※男子の髪は耳や詰襟が隠れない長さとする。  
※女子の髪が肩にかかる場合は、耳から下の位置で2つに結ぶか、中央で1つに結ぶ。  
結ぶゴム紐の色は黒・茶・紺の単色とし、装飾のないものとする。ピン止めの際は黒玉アメピン4本までとし、側頭部で留める。変形などさせない。
- (3) ピアス・ネックレス・ミサンガ等のアクセサリ（装飾品）はつけない。
- (4) 化粧品（薬用以外の色や匂いつきのリップクリーム・マニキュア・ペディキュア・口紅・アイプチ等）や香水・コロンの使用はしない。
- (5) 夏場は無香料の汗拭きシートのみ認める。スプレーや匂いつきのシートは使用してはいけない。

### 第13条【施設利用】

- (1) 施設・公共物の使用については、各施設で定められた使用規定をよく理解した上で利用する。活動のための用具、活動場所ともに大切に使い、使った場所は現状復帰を必ずし、用具等は元の場所に、整理整頓して返却すること。
- (2) 学校の施設・設備を破損した場合や発見した時は、速やかに届け出ること。破損については原則費用弁償とする。
- (3) 下校時刻後や休業日においては、校舎内への無断立ち入りを禁止する。忘れ物など緊急の用事がある場合は、職員室でその旨を伝え許可を得ること。
- (4) 特別教室や体育館などは、無断で使用しない。使用する時は関係の先生の許可を受ける。
- (5) 扇風機・エアコンの取り扱いについては、使用規定を厳守する。
- (6) 用事もなく小学校棟へは行かない。

### 第14条【部活動】

※別紙部活規程に示す。

## 第3章 校外での生活に関すること

### 第15条【校外生活】

- (1) 一度帰宅した後でも、学校に来るときは、制服を着用すること。（私服は不可）
- (2) 校外生活で万一不慮の事故が起こった場合は、できるだけ早く学校または担任の先生に連絡する。
- (3) 学割などが必要な時は、早めに申込用紙に記入の上、事務室で交付を受ける。
- (4) アルバイトは、原則禁止する。
- (5) 生徒だけで遊技場や大型店舗（ショッピングセンター・ゲームセンター・カラオケボックス・映画館・遊園地・ネットカフェ等）には行かないこと。
- (6) 夜間の外出や外泊は絶対にしないこと。
- (7) 子どもだけで花火を公園でする、危険な箇所泳ぐなど、禁止されている場所での

遊戯は絶対にしないこと。

- (8) 道端に座り込んだり，道いっぱいになって歩いていたり，自転車で並走するなど，公道において他者の迷惑になる，事故を起こす，また事故にあうような行動はしないこと。
- (9) 公共施設は，許可を得てマナーよく使用すること。
- (10) 家事等，家庭での手伝いを積極的に行い，勤労奉仕を心がけること。
- (11) 自転車等を利用する場合は，道路交通法を遵守し，交通安全に気をつけること。
- (12) 地域社会に貢献するために，地域の活動や行事，またボランティア活動には積極的に参加すること。

#### **第 16 条【携帯電話・インターネット】**

- (1) 携帯電話等の電子機器類を校内に持ち込むことを禁止する。
- (2) 携帯電話，スマートフォン等でのLINE，メール，SNS，有害サイト，個人のブログ，個人のホームページ等による誹謗・中傷となるような場を作成したり，閲覧したりしないこと。また個人情報にかかわる画像や動画を無断でネット上にアップロードすることは犯罪行為であるので，絶対にしないこと。
- (3) 保護者は，携帯電話やスマートフォン・その他の通信機器やパソコンの使用に関しては，責任を負い，家庭でのルールづくり，フィルタリング等を施すとともに，子供の利用状況を把握しなければならないものとする。

### **第 4 章 特別な指導等に関する事**

#### **第 17 条【基本的な対応】**

生徒の教育上必要があると認められるときには，叱責，起立，居残りを命じる，宿題や清掃を課す，特別な指導を行う等，事実行為としての懲戒を行うことがある。

#### **第 18 条【問題行動の禁止】**

次の行為を禁止する。

##### 1 法令・法規に違反する行為

- (1) 飲酒・喫煙 (2) 暴力・威圧・強要行為 (3) 器物損壊 (4) 窃盗・万引き
- (5) 薬物等乱用 (6) 交通違反 (7) 刃物・危険物等所持 (8) 暴走族への加入
- (9) その他，触法行為

##### 2 本校の規則等に違反する行為

- (1) 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- (2) いじめ(いじめ防止対策推進法 第二条) この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に，在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体例

- ①冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。



- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- (3) カンニング (4) 携帯電話等の電子機器類の持ち込み (5) 家出及び深夜徘徊
- (6) 授業妨害や授業エスケープ (7) 指導に従わない等の指導無視及び暴言
- (8) 登校後の無断外出・無断早退 (9) 他校の行事(体育祭, 文化祭等)へ出向く
- (10) 無断アルバイト (11) 暴走族等への加入 (12) 不要物の持ち込み
- (13) その他, 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

## 第18条【特別な指導】

重大な規則違反や触法行為を行った生徒，また指導に従わない，規則違反を繰り返す生徒には特別な指導を行う。特別な指導は，原則学校での指導とする。指導は必ず複数体制でおこなう。学校での指導は，保護者と十分連携を図りながら，通常の学校生活(授業等)の中で行う指導(観察指導)と別室での指導の2段階とする。(いじめや触法行為の他，携帯電話等の電子機器類を校内に持ち込み使用する行為，生命の危機に関わるような犯罪や行為，学校全体の秩序が脅かされ，生徒が安心して登校できない状況を作る行為は，速やかに別室指導とする。)

- (1) 反省・指導期間中にある学校行事や部活動などの公式大会への参加は別途協議する。
- (2) 反省・指導期間中にある定期試験等は別室で受験する。
- (3) 反省・指導期間中にあるにも関わらず，指導に従わない，著しく反抗的な態度をとるなどの状況がある場合，保護者の協力を得て指導にあたる。
- (4) 反省・指導期間中にあるにも関わらず，改善が見られない場合は，教育委員会，子ども家庭センター，警察等の関係機関の協力を得て指導にあたる。

## 第19条【特別な指導の期間】

- 1 反省・指導の期間は，問題行動の程度によって，原則3日間とし，状況を見ながら別途協議して実施する。
- 2 十分な反省・指導(必要がある場合は謝罪)になってから，教室においての通常の生活での指導(観察指導)に移行する。



## ＜問題行動対応一覧表＞

指導	指導対象	指導対象の主な事柄	指導内容と方法
1	ルール違反① (すぐに直せる段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不要物所持</li> <li>○シャツ出し</li> <li>○その他の制服規程違反</li> <li>○シューズのかかと踏み</li> <li>○授業妨害や授業放棄</li> <li>○携帯電話やスマートフォン、及びその他の通信機器の所持</li> <li>○頭髪違反(整髪料使用)</li> </ul>	シャツ出し・制服規程違反・かかと踏み・授業妨害や授業放棄 ①その場で注意+観察指導 不要物については預かり、保護者に返却する。 度重なる制服規程違反・授業妨害や授業放棄 ②指導に従わない場合は、別室で「特別な指導」に移る。 ○1回目 担任による指導 ○2回目 学年主任による指導 ○違反を繰り返す場合 生徒指導主事による指導
2	ルール違反② (指導に、ある程度の期間を要するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頭髪違反(染色・脱色・パーマ・段カット等)</li> <li>○眉ぞり ○ピアス</li> <li>○その他、その場で直せない制服違反等</li> </ul>	①別室指導(説諭・反省文等) ②密な保護者連携(家庭訪問等) ③改善の確認 ○1回目 学年主任による指導 ○2回目以降 生徒指導主事による指導 ※原則として、複数の教員で指導・確認 ※直らない場合は、原則、保護者の承諾を得て、家庭へ帰り、直して再登校させる。
3	ルール違反③ (指導に、ある程度の期間を要するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット(ライン・ブログ・ツイッター等)へ他者(または特定の団体)を誹謗中傷する(または、そのようなことにつながる可能性のある)書き込み、また、写真の掲載等</li> </ul>	①SNS等への誹謗中傷・書き込みに関しては、警察・法務局等の関係機関と連携しながら指導する。 ②データの確認等は、本人または保護者の了解を得て行う。 ○学年主任による指導 ○重大な事案の場合、生徒指導主事による指導
4	いじめに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめと認知されるすべての行為</li> </ul>	①別室指導 ※必ず複数教員で対応(事実確認・説諭・反省文等) ②密な保護者連携(家庭訪問等) ③保護者召喚、謝罪 ○学年主任による指導 ○重大な事案の場合、生徒指導主事による指導 ※必ず管理職を含めて対応
5	触法行為 A(法規・法令違反)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○喫煙○飲酒○夜間徘徊</li> </ul>	保護者召喚・別室指導(説諭・反省文等)指導しても、これらの行為を繰り返す場合は、必要に応じて、警察等関係諸機関と連携 ○学年教員・生徒指導主事による指導
	触法行為 B(犯罪行為)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○万引き</li> <li>○器物損壊(故意による)</li> <li>○暴力行為(対生徒)</li> </ul>	別室指導(説諭・反省文等)・保護者召喚・警察等関係諸機関と連携 ○学年教員・生徒指導主事による指導 ※故意な器物損壊は現状復帰、弁償させる。
6	生命の危機に関わるような犯罪や行為・学校全体の秩序が脅かされ、生徒が安心して登校できない状況を作る行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険物所持(ナイフ類等)</li> <li>○暴力行為(対教師)</li> <li>○金品強要・恐喝</li> </ul>	教育委員会と連携(出席停止もあり得る) 警察等関係諸機関と密に連携

※特別な指導においては、指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態にあることと、教室内の安全・安心が保たれる状態にあることを確認できるまでは、特別な指導を継続する。指導内容・方法と指導期間は、教員と保護者が連携を図り決定する。

## 第5章 所在確認に関すること

### 第20条【長期欠席について】

- 1 理由なく3日間連続して、教職員・関係機関の職員が保護者と連絡がとれない場合、原則として教育委員会・警察等の関係機関と協力して、本人と直接会い、所在確認をする。

## 第6章 その他

### 第21条【規程の周知】

本規程について生徒には、全校・学年集会等で、また、保護者にはPTA総会・懇談会・入学説明会等で説明をし、周知徹底を図る。また、本校ホームページにおいても掲載する。

#### 【規程の施行】

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

令和2年4月1日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂